

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（第一条関係）	一
○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）	（第二条関係）	九九
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）	（第三条関係）	一一九
○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）	（第四条関係）	一四〇
○国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）	（第五条関係）	一五七
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	（第六条関係）	一五八
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）	（附則第十二条関係）	一六一
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）	（附則第十三条関係）	一六八
○地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）	（附則第十四条関係）	一七一

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（預貯金者等情報の管理）</p> <p>第六條の二十一の二 金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第二十条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章</p> <p>において同じ。）に当該金融機関等が保有する預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。以下</p> <p>同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。</p> <p>（口座管理機関の加入者情報の管理）</p> <p>第六條の二十一の三 口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第</p>	<p>（預貯金者等情報の管理）</p> <p>第六條の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条</p> <p>に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第二十条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六條の二十二の三第一項及び第六條の二十二の七第二項において同じ。）にその</p> <p>預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。</p>

二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第二十条の十一の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四 振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（寡夫の範囲）

第七条の二の二 略

2 略

（寡夫の範囲）

第七条の三 略

2 略

(単身児童扶養者の範囲)

第七条の三 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二条第一項に規定する児童(法第二十三条第一項第十二号の二に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第七条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)とする。

(寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲)

第七条の十七 略

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三十七条の二第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規

(寄附金税額控除額の特例の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲)

第七条の十七 略

(寄附金税額控除額の特例の対象となる寄附金の特例)

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三十七条の二の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「掲げる寄附金

定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（法第四十五条の二第一項の政令で定める社会保険料控除額）

「とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（法第四十五条の二第一項の政令で定める社会保険料控除額）

第八条の二 法第四十五条の二第一項に規定する政令で定める社会保険料控除額は、所得税法第二百三条の五第一号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額とする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の第三十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とい

第八条の二 法第四十五条の二第一項に規定する政令で定める社会保険料控除額は、所得税法第二百三条の四第一号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額とする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の第三十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とい

う。)を控除した金額

二 略

254 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人(同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。)に係るものに限る。以下この号において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一

う。)を控除した金額

二 略

254 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人(同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。)に係るものに限る。以下この号において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一

項に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 ～ 4 略

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の七・七とする。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額とする。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額 一及び二 略

項に規定する法人税額に係る部分がなかったものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 ～ 4 略

（法第七十二条の七十六の率）

第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額とする。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額 一及び二 略

十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額

2 超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一及び二 略

3 6 略

(法第百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

第四十三条の二 法第百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令

で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）の数量（法第二章第七節（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。）から次に掲げる軽油の数量（同節

十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2 超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一及び二 略

3 6 略

(法第百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

第四十三条の二 法第百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令

で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）の数量（法第二章第七節（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。）から次に掲げる軽油の数量（同節

(同項を除く。)の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。)を控除して得た数量とする。
一及び二 略

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 略
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
イ〜ハ 略

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百四十六条第一項(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第十四条及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第十二条において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 略

(法第百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の八 法第百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(同項を除く。)の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。)を控除して得た数量とする。
一及び二 略

(法第百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

第四十三条の七 法第百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 略
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
イ〜ハ 略

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第十四条及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第十二条において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 略

(法第百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の八 法第百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一〇十一 略

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三及び十四 略

(法第四百四十四條の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三條の九 法第四百四十四條の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一〇五 略

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五十七條第一項、関税法第四百四十六條第一項(とん税法第十四條及び特別とん税法第十二條において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 略

(法第四百四十四條の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三條の十 法第四百四十四條の八第三項に規定する政令で定める場合

一〇十一 略

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三及び十四 略

(法第四百四十四條の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三條の九 法第四百四十四條の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一〇五 略

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五十七條第一項、関税法第三百三十八條第一項(とん税法第十四條及び特別とん税法第十二條において準用する場合を含む。)若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 略

(法第四百四十四條の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三條の十 法第四百四十四條の八第三項に規定する政令で定める場合

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 十 略

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第四十四條の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三條の十二 法第四十四條の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 十 略

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二及び十三 略

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十三條の十五 略

2 14 略

15 法第四十四條の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 及び二 略

は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 十 略

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第四十四條の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三條の十二 法第四十四條の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 十 略

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二及び十三 略

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十三條の十五 略

2 14 略

15 法第四十四條の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 及び二 略

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五十七条第一項、関税法第百四十六条第一項（とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四及び五 略
16及び17 略

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）
第四十四条の八 略

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十八・八五に相当する額

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四及び五 略
16及び17 略

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）
第四十四条の八 略

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当する額

十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の四十・八五に相当する額

3及び4 略

第四十四条の九 略

2 略

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項の表中「の百分の四十・八五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

(単身児童扶養者の範囲)

第四十六条の二の三 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童

で政令で定めるものは、児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童（同号に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する配偶者（婚姻の届出

十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の六十一・七五に相当する額

3及び4 略

第四十四条の九 略

2 略

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第七十七条の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の百分の六十一・七五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない政令で定めるものは、第四十六条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

（恒久的施設の範囲）

第四十六条の二の四 略

2及び3 略

（寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第四十八条の八 法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四十八条の九 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定す

（恒久的施設の範囲）

第四十六条の二の三 略

2及び3 略

第四十八条の八 削除

（寄附金税額控除の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲等）

第四十八条の九 法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

2 第七条の十八の規定は、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四条の七の規定の適用がある場合における同条の規定の適用について準用する。

る山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。」と、「に特別控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」と、同法第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等）

第五十六条の二十八 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 略

（法第七百一条の三十四第三項第十二号の法人等）

第五十六条の二十八 法第七百一条の三十四第三項第十二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 略

二 農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会で法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当するもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものを除く。）

三 及び四 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十一万円とする。

2 及び 3 略

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保

二 農業協同組合連合会

二の二及び三 略

2 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十八万円とする。

2 及び 3 略

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保

險の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。)十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十一万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。)

十分の二

三及び四 略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

險の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イに掲げる世帯を除く。)十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。)

十分の二

三及び四 略

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額 一及び二略
十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の七・七に相当する額

2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額 一及び二略
十二月	当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該各年度の翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した

額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一及び二 略

3 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則(法第七十二条の二十三第三項(社会保険診療に係る部分に限る。)

)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二十九條、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第五十八条までの規定とする。

額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一及び二 略

3 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則(法第七十二条の二十三第三項(社会保険診療に係る部分に限る。)

)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の十八まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

2～11 略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五 条の二第一 項第九号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条第四項に規定す る通算後譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		

13～19 略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 七条の二第 一項第九号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条第十項に規定す る通算後譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

附則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 略

2～11 略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五 条の二第一 項第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条第四項に規定す る通算後譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		

13～19 略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 七条の二第 一項第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条第十項に規定す る通算後譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五 条の二第一 項第九号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条の二第四項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他
略	略	略

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 七条の二第 一項第九号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条の二第十項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他
略	略	略

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五 条の二第一 項第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条の二第四項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他
略	略	略

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 七条の二第 一項第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第四条の二第十項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他
略	略	略

(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規

第四条の七 第七条の十八

の規定の適用がある場合における法附則第五条の五第一項の規定の適用については、同項 中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

2 第四十八条の九の規定の適用がある場合における法附則第五条の五第二項の規定の適用については、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

（法附則第七条の六第一項の外国法人等）

定の適用に関する読替え）

第四条の七 第七条の十八（第四十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用については、同条第一項中「寄附金」とあるのは、「寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。次項において同じ。）」とする。

第五条の二の二 法附則第七条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

2 前項の規定は、法附則第七条の六第三項に規定する政令で定める外国法人について準用する。

(特定寄付信託に係る利子等の支払の事務)

第五条の六 略

(法附則第八条の六第一項の外国法人)

第六条 法附則第八条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 略

2 8 略

9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の

(特定寄付信託に係る利子等の支払の事務)

第六条 略

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 略

2 8 略

全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

2517 略

18 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十一項において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十一項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

19 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

2517 略

18 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十項において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

一 共同住宅（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造であるものに限る。）以外の家屋であること。

二 当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この号において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が三百万円以上であること。

20| 略

21| 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、路外駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画

19| 略

20| 法附則第十一条第十三項第二号イに規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）のうち、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、路外駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画

館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

22| 略

23| 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一及び二 略

24| 略

（心身障害者を多数雇用する事業所等）

第九条 略

2 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 略

2及び3 略

館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）であることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

21| 略

22| 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一及び二 略

23| 略

（心身障害者を多数雇用する事業所等）

第九条 略

2 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。

（贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予）

第十条 略

2及び3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5
5
12
略

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

5
5
12
略

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十二項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該

農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項第一号イ及びロに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14
～
26
略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2
～
6
略

7 法附則第十五条第四項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した家

屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

8
～
10
略

11 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるもののうち、一基の取得価額として総務省令で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。

農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項第一号イからハまでに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行った日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14
～
26
略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2
～
6
略

7 法附則第十五条第四項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

8
～
10
略

11 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる設備で総務省令で定める

- 一 電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備であつて、
ものとする。

12
15
略

16| 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

17| 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

18| 法附則第十五条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、

12
15
略

一 基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号において同じ。）が一億五千万円以上の設備
二 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備であつて、一基の取得価額が四千万円以上の設備

16| 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする。

一 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するもの
二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両

17| 法附則第十五条第十七項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、

同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

19] 法附則第十五条第十八項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

20] 法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるもの用に供する家屋及び償却資産とする。

21] 法附則第十五条第二十項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

22] 法附則第十五条第二十一項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総

同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

18] 法附則第十五条第十七項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

19] 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるもの用に供する家屋及び償却資産とする。

20] 法附則第十五条第十九項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

21] 法附則第十五条第二十項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総

務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

23| 法附則第十五条第二十二項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

24| 法附則第十五条第二十二項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

25| 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

26| 法附則第十五条第二十三項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

22| 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

23| 法附則第十五条第二十一項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

24| 法附則第十五条第二十二項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

25| 法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

27 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〜六 略

28 法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

29 法附則第十五条第二十八項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

30 法附則第十五条第二十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

31 法附則第十五条第二十九項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの

26 法附則第十五条第二十三項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〜六 略

27 法附則第十五条第二十六項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

28 法附則第十五条第二十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

29 法附則第十五条第二十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

30 法附則第十五条第二十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの

一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

32| 法附則第十五条第三十一項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第三十項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

33| 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。
一及び二 略

34| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

35| 法附則第十五条第三十二項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第三十三項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第三十三項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

36| 法附則第十五条第三十六項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外

一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

31| 法附則第十五条第三十項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十九項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

32| 法附則第十五条第三十一項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。
一及び二 略

33| 法附則第十五条第三十一項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

34| 法附則第十五条第三十一項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

一 第三十二項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

二 第三十二項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

35| 法附則第十五条第三十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外

のものとする。

一〇三 略

37| 法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

38| 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

39| 法附則第十五条第四十一項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

40| 法附則第十五条第四十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇三 略

41| 法附則第十五条第四十二項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

のものとする。

一〇三 略

36| 法附則第十五条第三十八項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

37| 法附則第十五条第三十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

38| 法附則第十五条第四十項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

39| 法附則第十五条第四十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇三 略

40| 法附則第十五条第四十一項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他のものとする。政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一| 道路法第二条第一項に規定する道路

一 略

二 略

42| 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

43| 法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

44| 法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「

二 略

三 略

41| 法附則第十五条第四十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

42| 法附則第十五条第四十四項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

43| 法附則第十五条第四十五項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十五項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十五項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「

地域特定電気通信設備供用事業」という。)を行う電気通信事業者
当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した
当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特
定電気通信設備で、その取得価額(総務省令で定めるところにより計
算した取得価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の当該
地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産(法人税法
施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得
価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のも(当該特定電気通
信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。)

二 略

45| 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置
等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定
めるものとする。

一 四 略

46| 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が同項に規定する
機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)について同
条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定め
る書類を市町村長(当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を
受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格
等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければな
らない。

47| 法附則第十五条第四十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定め
るものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等

地域特定電気通信設備供用事業」という。)を行う電気通信事業者
当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した
当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特
定電気通信設備で、その取得価額(総務省令で定めるところにより計
算した取得価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の当該
地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産(法人税法
施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得
価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のも(当該特定電気通
信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。)

二 略

44| 法附則第十五条第四十六項に規定する先端設備等に該当する機械装置
等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定
めるものとする。

一 四 略

45| 法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等が同項に規定する
機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)について同
条第四十六項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定め
る書類を市町村長(当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を
受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格
等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければな
らない。

46| 法附則第十五条第四十七項に規定する土地及び償却資産で政令で定め
るものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等

利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十八項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

48 法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

49 法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第五十項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）
第十二条 略

2 略

3 法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項並びに第十五条の八第四項第一号に規定する住宅で政令で定めるものは、住宅で、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要

利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）
第十二条 略

2 略

3 法附則第十五条の六第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する住宅で政令で定めるものは、住宅で、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要

件に該当するものとする。

一及び二 略

4
～
15
略

16 法附則第十五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋（同項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）に代わるものと市町村長が認める家屋をいう。第一号及び第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一号に規定する政令で定める住宅であるもの（以下この項及び次項において「特定特例適用住宅」という。）（次号に規定する特定特例適用住宅を除く。）

次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅（区分所有に係る家屋である特定特例適用住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外

の特定特例適用住宅 当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積（当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であるときは、法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受けた者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を

件に該当するものとする。

一及び二 略

4
～
15
略

- 当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額
- 二 特定特例適用住宅（法附則第十五条の八第四項第一号に規定する特定居住用部分（以下この号及び次号において「特定居住用部分」という。）以外の部分を有するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち特定居住用部分 次に掲げる特定居住用部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額
- ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度

その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) を乗じて得た額をいう。) に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一) を乗じて得た額

三) 特定特例適用住宅のうち特定居住用部分以外の部分 次に掲げる特

定居住用部分以外の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ) 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る固定資産税額(当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合(当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) を乗じて得た額をいう。) に、従前の家屋の床面積から当該特定特例適用住宅のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。) を乗じて得た額

ロ) 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分以外の部分 当該特定居住用部分以外の部分に係る専有部分税額

(当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(当該特定居住用部分以外の部分と特定居住用部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)を乗じて得た額をいう。)に、従前の家屋の床面積から当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち特定居住用部分の床面積を減じて得た数値を当該専有部分のうち当該特定居住用部分以外の部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には一とし、当該数値が零を下回る場合には零とする。)を乗じて得た額

四

特定特例適用住宅以外の特例適用家屋(以下この号において「特定特例適用家屋」という。) 次に掲げる特定特例適用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用家屋(区分所有に係る家屋である特定特例適用家屋をいう。ロにおいて同じ。)以外の特定特例適用家屋 当該特定特例適用家屋に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用家屋の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用家屋 当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)を乗じて得た額

17 法附則第十五条の八第四項第一号に規定する家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 人の居住の用に供する部分（共同住宅等にあつては、基準住居部分のうち人の居住の用に供する部分）で別荘の用に供する部分以外の部分

二 区分所有に係る特定特例適用住宅 居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分で別荘の用に供する部分以外の部分
18) 24) 略

25) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略
26) 29) 略

30) 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

31) 33) 略

34) 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

16) 22) 略

23) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

一 特定居住用部分（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十四項までにおいて同じ。）以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略
24) 27) 略

28) 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

29) 31) 略

32) 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第二十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

35) 40) 略

41) 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

42) 及び 43) 略

44) 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第二十七項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

45) 49) 略

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の四 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十八年度に係る賦課期日における法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得

33) 38) 略

39) 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

40) 及び 41) 略

42) 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第二十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

43) 47) 略

したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 平成二十八年一月二日から同年四月十三日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の

全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成二十八年四月十四日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成二十八年四月十四日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 | 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地

等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において「従前所有者等」という。)が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という。)が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積(相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積に相当する土地)

ロ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合

従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の

面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋		率
イ	ロ	
被災区分所有家屋	被災区分所有家屋	被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合
ロに掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満
地上階数五以上を有する耐火建築物	被災区分所有家屋	二分の一以上
であつた被災区分所有家屋	被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満
	被災区分所有家屋	二分の一以上四分の三未満
	被災区分所有家屋	四分の三以上
	被災区分所有家屋	一・〇
	被災区分所有家屋	〇・七五
	被災区分所有家屋	〇・五
	被災区分所有家屋	一・〇

5 | 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において平成二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成二十八年四月十三日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の二第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 | 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 | 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 | 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二

十八年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの

被災住宅用地が法附則第十六条の二第二項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10) 前項の規定は、法附則第十六条の二第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の二第二項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11) 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配
--------------	--------	---	--------------------------------------

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配
--------------	--------	---	--------------------------------------

<p>3 略</p>	<p>略</p>	<p>第七條の二 の二第二項 、第七條の 三第一項、 第七條の三 の四第二項 並びに第七 條の十三第 一項及び第 二項第二号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）</p>
		<p>額</p>	<p>山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額</p>	
<p>4</p>	<p>法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>法第三百十 五条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係</p>

<p>3 略</p>	<p>略</p>	<p>第七條の三 第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）</p>
		<p>額</p>	<p>山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額</p>	
<p>4</p>	<p>法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>法第三百十 五条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係</p>

第四十六条	第四十六条の二第二項	山林所得金額	略	法第三百十五号第一号	山林所得金額	る配当所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下この節において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）	山林所得金額並びに上場株式	山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に	

第四十六条	第四十六条の二第二項	山林所得金額	略			
山林所得金額	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）	山林所得金額並びに上場株式		若しくは山林所得金額	る配当所得等の金額（第一号を除き、以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）
山林所得金額並びに上場株式					若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額	

の二の二第 二項、第四 十六條の二 の三第一項 、第四十六 條の四第二 項並びに第 四十八條の 六第一項及 び第二項第 二號口	式等に係る配当所得等の金 額
略	

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2 略

3 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規
	略	

の二の二第 二項	式等に係る配当所得の金額
、第四十六 條の四第二 項及び第四 十八條の六	
略	

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2 略

3 法附則第三十三條の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第一項に規
	略	

第二号ハ		る事業所得等の金額
第七条の九 第二号ニ	総所得金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	総所得金額及び土地等に係る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
第七条の九 第二号ホ	総所得金額	総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
-------------	----------	---

	除が行われる場合には、当該控除後の金額）から	る事業所得等の金額（イによる控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から順次
	これを総所得金額	これを総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）
	若しくは山林所得金額	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八條の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の

<p>第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三第一項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>法第三百十五條第一号</p>
<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>
<p>山林所得金額並びに土地等に係る事業所得等の金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下この節において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）</p>	<p>山林所得金額若しくは租税特別措置法第二十八條の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額</p>

<p>第四十六條の二の二第二項、第四十六條の四第二項及び第四十八條の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>金額</p>
<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>金額</p>
<p>山林所得金額並びに土地等に係る事業所得等の金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）</p>	<p>金額</p>

第十七条 略

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

略	二 第四十八條 の三第二号	総所得金額 (イによる控 除が行われる場合には、 当該控除後の金額) から	総所得金額及び土地等に係 る事業所得等の金額 (イに よる控除が行われる場合に は、当該控除後の金額) か ら順次
	イ 第四十八條 の三第二号	総所得金額から	総所得金額及び土地等に係 る事業所得等の金額から又 は土地等に係る事業所得等 の金額及び総所得金額から 順次
略	ホ 第四十八條 の三第二号	総所得金額	総所得金額、土地等に係る 事業所得等の金額

第十七条 略

(長期譲渡所得の課税の特例)

略	三 第四十八條	総所得金額から	総所得金額又は土地等に係 る事業所得等の金額の
	これを総所得金額	総所得金額 (イによる控 除が行われる場合には、 当該控除後の金額) から	総所得金額及び土地等に係 る事業所得等の金額 (イに よる控除が行われる場合に は、当該控除後の金額) か ら順次

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）
	第七條の二 の二第二項 、第七條の 三第一項、 第七條の三 の四第二項 並びに第七 條の十三第 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額

3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	第七條の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（以下「長期譲渡所得の金額」という。）
	第七條の三 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額

3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「長期譲渡所得の金額」という。）
法第三百十 五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額
第四十六條 の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この節において「長期譲渡所得の金額」という。）
第四十六條 の二第二	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下「長期譲渡所得の金額」という。）
	若しくは山林所得金額	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額
第四十六條 の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（以下「長期譲渡所得の金額」という。）
第四十六條 の二第二	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得の金額

二項、第四十六條の二の三第一項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項並びに第二項第二号ロ	略
--	---

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属

二項、第四十六條の四第二項及び第四十八條の六	略
------------------------	---

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属

する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項第一号から第四号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項第一号から第三号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、同令第二十条の二第二十五項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三

する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第四号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第三号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、同令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三

十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

- 3 第一項第一号に掲げる事業（当該事業につき同号に定める事由により同項の承認を受けた事情があるものに限る。）につき、災害等が生じたことにより、又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の二十六項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、当初認定日の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困難であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けた事情（当該事業について、同項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）があるときは、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

- 4 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十七項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、

十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とする。

- 3 第一項第一号に掲げる事業（当該事業につき同号に定める事由により同項の承認を受けた事情があるものに限る。）につき、災害等が生じたことにより、又は当該事業が租税特別措置法施行令第二十条の第二十五項に規定する大規模住宅地等開発事業であることにより、当初認定日の属する年の末日までに当該事業に係る開発許可等を受けることが困難であると認められるとして総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けた事情（当該事業について、同項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）があるときは、法附則第三十四条の第二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初認定日の属する年の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、租税特別措置法施行令第二十条の第二十五項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

- 4 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、

法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十七項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	
第七条の二 第二項	山林所得金額 山林所得金額並びに法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
第七条の二 の二第二項 、第七条の	山林所得金額 山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

（短期譲渡所得の課税の特例）

第十七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	
第七条の二 第二項	山林所得金額 山林所得金額並びに法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）
第七条の三 第二項	山林所得金額 山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額

法第三百十	<p>法第三百十 五条</p>	山林所得金額	<p>又は山林所得金額</p>	山林所得金額若しくは租税	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「短期譲渡所得の金額」という。）</p>
-------	---------------------	--------	-----------------	--------------	--

5 5
7 略
8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。

ロ	<p>三第一項、 第七條の三 の四第二項 並びに第七 條の第十三 一項及び第 二項第二号</p>	略	
---	--	---	--

	<p>法第三百十 五条</p>	<p>若しくは山林所得金額</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>譲渡所得の金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下「短期譲渡所得の金額」という。）</p>
--	---------------------	-------------------	-----------------	----------------	--

5 5
7 略
8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

	<p>第七條の三 の四第二項 及び第七條 の十三</p>	略	
--	--	---	--

略	<p>第五十一条</p>	<p>特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額</p>	<p>第四十六条の二第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この節において「短期譲渡所得の金額」という。）</p>
	<p>第四十六条の二第二項、第四十六条の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項並びに第二項第二号ロ</p>		<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに短期譲渡所得の金額</p>	

略	<p>第四十六条の二第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（以下「短期譲渡所得の金額」という。）</p>
	<p>第四十六条の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六</p>	<p>山林所得金額</p>	

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡(以下この項及び第五項において「一般株式等の譲渡」という。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。)の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。

一 三 略

2 及び 3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則
-------	--------	---	--------------

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定する一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡(以下この項及び第五項において「一般株式等の譲渡」という。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。以下この条から附則第十八条の六までにおいて同じ。)の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。

一 三 略

2 及び 3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七条の二	山林所得金額	略	山林所得金額並びに法附則
-------	--------	---	--------------

5	法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の	略	<p>第二項</p> <p>第七條の二、第七條の三第一項、第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号</p>	山林所得金額	<p>第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この節において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）</p>
		略	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額	

5	法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の	略	<p>第二項</p> <p>第七條の三第二項</p>	山林所得金額	<p>第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）</p>
		略	第七條の三の四第二項及び第七條の十三	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額	山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額

金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。

一～三 略

6及び7 略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
法第三百十 五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十

金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定めるところにより控除する。

一～三 略

6及び7 略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第一号を除き、以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
	若しくは山林所得金額	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

略	第四十六條の二第二項	山林所得金額	第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額
	第四十六條の二第二項の二第二項、第四十六條の二第三項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号ロ	山林所得金額 山林所得金額並びに一般株式等に係る譲渡所得等の金額	

略	第四十六條の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）
	第四十六條の二第二項、第四十六條の四第二項及び第四十八條の六	山林所得金額 山林所得金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額	

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

2と4 略

5 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

6と9 略

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一と三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

2と4 略

5 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

6と9 略

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一と三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

11 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の

各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第九号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
略	略	略

13 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

14～16 略

各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
略	略	略

13 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

14～16 略

17 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

18
19
20
21 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の

17 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

18
19
20
21 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の

二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

25 略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七条の二第一項第九号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
略	略	略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2 14 略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株

二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

25 略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
略	略	略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2 14 略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株

式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

五～七 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第二項第二号ロ

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

17 30 略	略	法第四十五 条の二第一 項第九号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の三第五項 に規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除に関 する事項その他
		略	略	略

式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、
、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

五～七 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、
、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

17 30 略	略	法第四十五 条の二第一 項第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の三第五項 に規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除に関 する事項その他
		略	略	略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ
六〇十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 略

32 略

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六
六〇十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

十二 略

32 略

33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

法第三百十 七条の二第 一項第九号	前各号に掲げるもののほ か、	附則第三十五条の第三十五 項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他
略		

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特
例）

第十八条の七 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引（租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。以下この項及び第四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

2 略

一 三 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

法第三百十 七条の二第 一項第八号	前各号に掲げるもののほ か、	附則第三十五条の第三十五 項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他
略		

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特
例）

第十八条の七 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引（租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。以下この項及び第四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

2 略

一 三 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第七条の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
	第七条の二 の二第二項、 第七条の三 第三項、 第七条の三 の四第二項 並びに第七 条の第十三 一項及び第 二項第二号 ロ	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額

4 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	第七条の二 第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
	第七条の三 第二項、 第七条の三 の四第二項 及び第七条 の十三	山林所得金額	山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額

4 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は

、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

5 略
一～三 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
-------------	----------	---

、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、当該各号に定める所得の金額から控除する。

5 略
一～三 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十 五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）
	若しくは山林所得金額	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等

<p>第四十六條の二の二第二項、第四十六條の三第一項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第</p>	<p>第四十六條の二第二項</p>	<p>法第三百十五條第一号</p>
<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>
<p>山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この節において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>	<p>山林所得金額若しくは租税特別措置法第四十一條の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</p>

<p>第四十六條の二の二第二項、第四十六條の四第二項及び第四十八條の六</p>	<p>第四十六條の二第二項</p>	<p>の金額</p>
<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>略</p>
<p>山林所得金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）</p>	<p>の金額</p>

二 号 口	略
-------------	---

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第九号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その
	略	

二 号 口	略
-------------	---

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第四十五条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その
	略	

略	他
---	---

9
～
14
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

16 略

17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七 七条の二第 一項第九号	前各号に掲げるものほか、	略
他	附則第三十五条の四の二第七項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その	他

略	他
---	---

9
～
14
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

16 略

17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十七 七条の二第 一項第八号	前各号に掲げるものほか、	略
他	附則第三十五条の四の二第七項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その	他

略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十六条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十六条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十三第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十一条の十六の三第二項及び第五十条の四十五第二項(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに第十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

2 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項(同条第二項の規定により

略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項及び第五十条の四十五第二項(第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五項並びに第十一条の二第二項第二号)の規定を適用する。

2 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第二十七条の二 法附則第四十四条の二第一項(同条第二項の規定により

適用される場合を含む。)又は第三項(同条第四項の規定により適用される場合を含む。)の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項中「第三十四条の第三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の第三第一項、第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「

適用される場合を含む。)の規定により法

附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第一項中「第三十四条の第三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の第三第一項、第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))

の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))

の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「

の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「

第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号））第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 法附則第四十四条の二第二項及び第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又は同条第四項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第二項又は第四項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三略

3 法附則第四十四条の二第六項（同条第七項の規定により適用される場合を含む。）又は第八項（同条第九項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号））第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適

第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号））第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

の規定により適用される場合を含む。」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

2 法附則第四十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第二項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三略

3 法附則第四十四条の二第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）の規定により法附則第三十四条又は法附則第三十五条の規定が適用される場合における附則第十七条又は附則第十七条の三の規定の適用については、附則第十七条第三項中「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」とあるのは「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号））第十一条の六第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）

用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第三百七十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第八項の表法第三百七十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第八項の表法第三百七十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の七第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

4 法附則第四十四条の二第七項及び第九項に規定する政令で定める日は、同条第七項に規定する居住の用に供することができなくなつた家屋又

の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第四項の表法第三百七十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第八項の表法第三百七十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))又は第四項(同条第五項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

4 法附則第四十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項

は同条第九項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）を同条第七項又は第九項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該居住不能家屋等が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三 略

（東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十二条 法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけ

に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第五項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 三 略

第三十二条 削除

- るその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人（第三項第三号及び第四項第三号において「分割承継法人」という。）
- 2 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。
- 一 自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの
- 二 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの
- 3 法附則第五十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人
- 三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である

4 | 場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

4 | 法附則第五十三条の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 | 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 | 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 | 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない

い。

(東日本大震災に係る自動車税の種別割の特例に関する手続)

第三十二条の二 前条第四項に規定する者が法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車等の所有者(法第四百四十七条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所所在の道府県の知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十四条 法附則第五十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等(法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは

合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人（以下この条及び次条において「分割承継法人」という。）

2| 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める自動車等は、次に掲げる同項に規定する自動車等とする。

- 一| 法第四百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの
- 二| 軽自動車のうち三輪以上のものであつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3| 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一| 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二| 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相

続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

4 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十七条第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範囲等)

第三十五条 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災二輪自動車等(法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災小型特殊自動車(法附則第五十八条第三項に規定する被災小型

特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十四
条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である
場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相
続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは
合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である
場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併
に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当
該法人が分割により被災小型特殊自動車に係る事業を承継させたとき
におけるその分割に係る分割承継法人

3 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める二輪自動車等は、次
に掲げる同条第二項に規定する二輪自動車等とする。

一 原動機付自転車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定に
より用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出された
もの

二 軽自動車（二輪のものに限る。）であつて、用途の廃止又は解体を
事由として軽自動車届出済証（軽自動車の使用者が道路運送車両法第
九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。
）が地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは
運輸支局長に返納されたもの

三 二輪の小型自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路
運送車両法第六十九条第一項の規定により自動車検査証が返納された

もの

4 | 法附則第五十八条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 | 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 | 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

5 | 法附則第五十八条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十八条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買

主)

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

6 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める小型特殊自動車は、小型特殊自動車であつて、法第四百六十三条の十九第一項の規定により用途を廃止し、又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7 法附則第五十八条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相

続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

8 | 法附則第五十八条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十八条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合において、その者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

9| 前条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十八条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長に提出しなければならない。

10| 法附則第五十八条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

略

略

2

平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする
 徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八
 、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次
 の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
 同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の第十七 項	(以下この条 、当該各徴収取扱費算 定期間内	(次項 、平成三十一年九月に社会保 障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うた めの地方税法及び地方交付税 法の一部を改正する法律(平 成二十四年法律第六十九号) 第二条の規定による改正前の 地方税法(以下この条及び附 則第六条の十一において「三 十一年旧地方税法」という。 (第七十二条の百三第三項の 規定により当該道府県に払い 込むべき貨物割として納付さ れた額の総額(同月に三十一 年旧地方税法第七十二条の百 四の規定により貨物割に係る 還付金等(同条第三項に規定

<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>法第七十二条の百四 の二十二分の十</p>	<p>（当該各徴収取扱費算 定期間内 の合計額の十七分の十 との合計額の十七分の十 平成三十一年六月から八月ま での徴収取扱費算定期間に 三十一旧地方税法第七十二 条の百四の規定により貨物割 に係る旧法還付金等が還付さ れた場合であつて、当該旧法 還付金等に相当する額が当該 徴収取扱費算定期間に三十 一年旧地方税法第七十二条の</p>			<p>する還付金等をいう。以下こ の条において「旧法還付金等 」という。）が還付された場 合にあつては当該旧法還付金 等に相当する額を控除し、三 十一旧地方税法第七十二条 の百五第二項の規定により加 算されるべき額がある場合に あつては当該加算されるべき 額を加算した額とする。）と 平成三十一年十月及び十一月 （同年十月及び十一月</p>
------------------------------	------------------------------	--	--	--	--

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>百三第三項の規定により当該 道府県に払い込むべき貨物割 として納付された額の総額（ 当該徴収取扱費算定期間内に 三十一年旧地方税法第七十二 条の百五第二項の規定により 加算されるべき額がある場合 にあつては、これを加算した 額）を超えるときは、当該超 える額に相当する旧法還付金 等が同年九月に還付されたも のとみなし、同月に三十一年 旧地方税法第七十二条の百四 の規定により貨物割に係る旧 法還付金等が還付された場合 又は同年十月及び十一月に法 第七十二条の百四 旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法第七十二条の百 三第三項の規定により当該道 府県に払い込むべき貨物割と</p>
---	---

附則第六條 の十一第一 項	(以下この条) 、当該各徴収取扱費算 定期間内	(以下この条) 還付金等が当該徴収取 扱費算定期間の次の徴 収取扱費算定期間に	額) 間内)	当該徴収取扱費算定期 間内)	して納付された額の総額(同 月に三十一年旧地方税法第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額)と同年十月及び十一 月 同年十月及び十一月
(次項) 、平成三十一年九月に三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月 に三十一年旧地方税法附則第 九条の七の規定により譲渡割 に係る還付金等(同条に規定	(次項) 間内に還付金等として	額)との合計額 旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として	額)との合計額	して納付された額の総額(同 月に三十一年旧地方税法第七 十二条の百五第二項の規定に より加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算 した額)と同年十月及び十一 月 同年十月及び十一月	

<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	<p>法附則第九條の七 の二十二分の十 定期間内 (当該各徴収取扱費算 定期間内)</p>	<p>する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十一年旧地方税法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同 年十月及び十一月 (同年十月及び十一月 との合計額の十七分の十 平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一 年旧地方税法附則第九條の七の規定により譲渡に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間に三十一 年旧地方税法附則第九條の六</p>
------------------------------	---	---

<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額（当該 徴収取扱費算定期間内に三十 一年旧地方税法附則第九条の 八第二項の規定により加算さ れるべき額がある場合にあつ ては、これを加算した額）を 超えるときは、当該超える額 に相当する旧法還付金等と同 年九月に還付されたものとみ なし、同月に三十一年旧地方 税法附則第九条の七の規定に より譲渡割に係る旧法還付金 等が還付された場合又は同年 十月及び十一月に法附則第九 条の七</p> <p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし</p>
---	---

3

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることと

された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該徴収取扱費算定期間内	て納付された額の総額（同月に三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）と同年十月及び十一月
額）	額）との合計額
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として

第一項後段

各期間（以下この条

各期間（次項

の規定によ
り読み替え
て適用され
る新令第三
十五条の十
七第一項

、当該各徴収取扱費算
定期間内

、平成三十一年九月に社会保
障の安定財源の確保等を図る
税制の抜本的な改革を行うた
めの地方税法及び地方交付税
法の一部を改正する法律（平
成二十四年法律第六十九号。
以下この条及び附則第六条の
十一において「地方税法等改
正法」という。）第二条の規
定による改正前の地方税法（
以下この条及び附則第六条の
十一において「三十一年旧地
方税法」という。）第七十二
条の百三第三項及び地方税法
等改正法附則第二条の規定に
よりなお従前の例によること
とされた地方税法等改正法第
一条の規定による改正前の地
方税法（以下この条及び附則
第六条の十一において「旧地
方税法」という。）第七十二
条の百三第三項の規定により
当該道府県に払い込むべき貨

物割として納付された額の総額（同月に三十一年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（地方税法等改正法附則第一条第三号に定める日（以下この項及び附則第六条の十一第一項において「一部施行日」という。）前に還付された三十一年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を

<p>地方税法等改正法第一</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	
<p>旧地方税法</p>	<p>地方税法等改正法</p>	<p>控除し、三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）と平成三十一年十月及び十一月</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内 三十一 年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされ</p>	<p>(法)</p>	<p>の二十二分の十</p>	<p>との合計額の十七分の十</p>	<p>定期間内</p>	<p>(当該各徴収取扱費算定期間内)</p>	<p>(同年十月及び十一月)</p>	<p>旧地方税法」という。</p>	<p>一において「三十一 年旧地方税法」という。</p>	<p>三十一 年旧地方税法</p>	<p>法」という。</p>	<p>地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十 一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十 一において「旧地方税法」という。）</p>
---------------------------------------	-------------------	--	------------	----------------	--------------------	-------------	------------------------	--------------------	-------------------	----------------------------------	-----------------------	---------------	---	---

た旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を

<p>超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に三十一年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合又は同年十月及び十一月に法第七十二条の百四、</p>	<p>還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>旧法還付金等に相当する額と当該還付金等に相当する額との合計額が同年九月に三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割と</p>

従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に三十二年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（一部施行日前に還付された三十二年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等という。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、三十二年旧地方税法附

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七、</p>	<p>の二十二分の十 との合計額の十七分の十</p> <p>平成三十一年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に三十一年度旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合で</p>		<p>(法)</p>	<p>(一部施行日以後に還付された法</p>	<p>定期間内</p>	<p>(当該各徴収取扱費算</p>	<p>(同年十月及び十一月</p>			<p>則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)と同年十月及び十一月</p>
---	------------------	--	--	------------	------------------------	-------------	-------------------	-------------------	--	--	---

あつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年九月に還付されたものとみなし、同月に

	<p>三十二年旧地方税法附則第九 条の七及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の七の 規定により譲渡割に係る旧法 還付金等が還付された場合又 は同年十月及び十一月に法附 則第九条の七、</p>
<p>還付金等に相当する額 が当該還付金等を還付 した日の属する徴収取 扱費算定期間内</p>	<p>旧法還付金等に相当する額と 当該還付金等に相当する額と の合計額が同年九月に三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項及び地方税法等改正法 附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされた 旧地方税法附則第九条の六第 三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額（同月に 三十二年旧地方税法附則第九 条の八第二項及び地方税法等 改正法附則第二条の規定によ</p>

	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>りなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額」と同年十月及び十一月</p>
<p>4</p>	<p>平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。</p>	<p>額）との合計額</p> <p>旧法還付金等及び還付金等が 同年十二月から平成三十二年 二月までの徴収取扱費算定期 間内に還付金等として</p>

第三条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の七」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、</p> <p>「第七節 自動車取得税（第四十二条—第八節 軽油引取税（第四十三条—第四十二条の十一）」を「第七節 軽油引取税（第四十三条—第四十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「—第五十二条の二十三—」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の次に次の三条を加える。</p> <p>（法第七十二条の七十六の率）</p> <p>第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。</p> <p>（法第七十二条の七十六第一号の標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定した率）</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、</p> <p>「第七節 自動車取得税（第四十二条—第八節 軽油引取税（第四十三条—第四十二条の十一）」を「第七節 軽油引取税（第四十三条—第四十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「—第五十二条の二十三—」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の次に次の二条を加える。</p> <p>（法第七十二条の七十六の率）</p> <p>第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。</p> <p>（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）</p> <p>第三十五条の四の六 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定</p>

第三十五条の四の六 法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率は、毎年度、道府県知事が基準事業税額から標準税率相当額を控除した額を当該基準事業税額で除して算定した率（第四項及び次条において「標準税率超過率」という。）とする。

- 2| 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。
 - 一 前年度三月から当該年度二月までの間（以下この項において「算定期間」という。）に道府県知事に提出された法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載された事業税額
 - 二 算定期間に道府県知事に提出された法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事業税額
 - 三 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正（以下この号及び次号において「更正」という。）をした場合における当該更正により増加した事業税額
 - 四 算定期間に道府県知事が更正をした場合における当該更正により減少した事業税額
 - 五 算定期間に道府県知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二

により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

- 2| 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3| 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加

条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合における当該決定に係る事業税額

3| 第一項の標準税率相当額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税率が法第七十二条の七十六第一号に規定する標準税率（次条第一項において「標準税率」という。）であるものとした場合における前項に規定する基準事業税額として算定した額をいう。

4| 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額 一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を

し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5| 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

<p>三月</p>	<p>当該年度の十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五 ・四に相当する額</p>
<p>十二月</p>	<p>当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五 ・四に相当する額</p>
	<p>除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額</p> <p>二 当該道府県が超過税率課税道府県(法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。)である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額)から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>

2 | 超過税率課税道府県は、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除

- した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額
 - 二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額
 - 三 第一項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
 - 四 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
 - 五 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項又は第二項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した

金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

- 6) 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(中略)

第五十七条の二の五の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定した率)

第五十七条の二の六 法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率は、毎年度、都知事が基準事業税額から標準税率相当額を控除した額を当該基準事業税額で除して算定した率(第四項及び次条において「標準税率超過率」という。)とする。

2) 前項の基準事業税額とは、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事業税額の合計額から第四号に掲げる事業税額を控除した額をいう。

一 前年度三月から当該年度二月までの間(以下この項において「算定期間」という。)に都知事に提出された法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載された事業税額

二 算定期間に都知事に提出された法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書に記載された修正により増加した事業税額

三 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項

(中略)

第五十七条の二の五の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の六 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正（以下この号及び次号において「更正」という。）をした場合における当該更正により増加した事業税額

四 算定期間に都知事が更正をした場合における当該更正により減少した事業税額

五 算定期間に都知事が法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合における当該決定に係る事業税額

3 第一項の標準税率相当額とは、前項各号に掲げる事業税額に係る税率が法第七百三十四条第四項に規定する標準税率（次条第一項及び第二項において「標準税率」という。）であるものとした場合における前項に規定する基準事業税額として算定した額をいう。

4 前各項に定めるもののほか、標準税率超過率の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）
第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

八月	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
		前年度三月から当該年度七月までの間に収入し

（都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）
第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

八月	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
		前年度三月から七月までの間に収入した法人の

三月	十二月	<p>た法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額</p> <p>一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額</p> <p>二 都が法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額</p>
当該年度の十二月から二月までの間に収入した	<p>当該年度の八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>	<p>当該年度の十二月から二月までの間に収入した</p>

三月	十二月	<p>行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額</p>
三月	十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額</p>
三月	十二月	<p>から二月までの間に収入した</p>

法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五
・四に相当する額

2 都は、法第七十二条の二十四の七第七項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の五・四に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。

一 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額。次号において同じ。）に当該年度の標準税率超過率を乗じて得た額

二 前年度三月から当該年度二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額

3 第三十五条の四の六第三項から第六項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

（後略）

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のよ

法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五
・四に相当する額

2 第三十五条の四の六第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

（後略）

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二百十条の十中「第二百八十二条第二項」に、「同条第二項」を「同項」に、「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七十二条の二十四の七第七項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

（後略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四の二 略

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の第十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一

うに改正する。

第二百十条の十中「第二百八十二条第一項」を「第二百八十二条第二項」に、「同条第二項」を「同項」に、「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項

に規定する政令で定め

る率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

（後略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四の二 略

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の第十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一

号に係る部分に限る。)、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定(「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。)、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に三条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第七條第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

号に係る部分に限る。)、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定(「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。)、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四條第二項から第四項まで、第七條第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

(事業税に関する経過措置)

第四条 略

(事業税に関する経過措置)

第四条 略

2

平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の六第一項、第五十七条の二の六及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の五	百分の五・四	百分の二・四
第三十五条の四の六第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額
第三十五条の四の六第一項の表八月の項	前年度三月 百分の五・四	前年度十月 百分の二・四
第三十五条の	百分の五・四	百分の二・四

項及び三月の 表十二月の 二の七第一項 第五十七條の 二の七第一項	百分の五・四	前年度三月	第五十七條の 二の七第一項 同項に規定す る各市町村及 び特別区の従 業者数	四の六第一項 の表十二月の 項及び三月の 項並びに第五 十七條の二の 六
百分の二・四	百分の二・四	前年度十月	人税割額 の規定により都が課する都民税の法 二項（第二号に係る部分に限る。） 掲げる税のうち法第七百三十四條第 二項（第二号に係る部分に限る。） 税割額及び法第五條第二項第一号に 定する各市町村の市町村民税の法人 掲げる税のうち法第七百三十四條第 二項（第二号に係る部分に限る。） 掲げる税のうち法第七百三十四條第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額	平成二十八年地方税法等改正法附則 第六條第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四條第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人

3 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の二の七第一項	を同項	の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定に

		<p>より都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項</p>
<p>4 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第三十五条の を同条</p> <p>四の六第一項 を同条</p>	<p>の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条</p> <p>の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第</p>
<p>第五十七条の 二の七第一項</p>	<p>を同項</p>	<p>の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第</p>

2 | 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 略

2 | 略

3 | 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。

以下「改正法」という。)附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税に係る旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。

5 | 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 略

2 | 略

3 | 改正法

四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項

附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税に係る旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。

4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成三十二年以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、地方税法施行令第四十四条の八第二項（同令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除するものとする。

6 及び 7 略

第八条 削除

4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成三十二年以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、新令第四十四条の八第二項（新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除するものとする。

6 及び 7 略

（自動車税に関する経過措置）

第八条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新

令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当
----	---

十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額
-----	---

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の六十一・七五に相当する額
-----	---

とする。

2 | 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の九第三項において準用する新令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成三十二年度における改正法附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金(以下この条において「新特別区財政調整交付金」という。)の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条において「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)と、「収入額に」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村

算額

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額
-----	--

とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成三十二年度における改正法附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金(以下この条において「新特別区財政調整交付金」という。)の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条において「新地方自治法施行令」という。)第二百十条の十の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村

とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。)(一)と、「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村

及び特別区の従業者数」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十四年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を統計法」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ

及び特別区の従業者数」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十四年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額（以下この条において「事業税額」という。）の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十六条第三項の規定により読み替えられ

た地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）
（第二百八十二条第二項に規定する統計法」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4
略

た地方自治法（以下この条において「読替え後の地方自治法」という。）
（第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4
略

第四条による改正（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号））

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額</p> <p>ロ 略</p> <p>二〇五 略</p> <p>附 則</p> <p>（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八</p>	<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額</p> <p>ロ 略</p> <p>二〇五 略</p> <p>附 則</p> <p>（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における</p>

第十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年
年度及び平成二十八年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令
第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る額の算定に係る同条
の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」と
あるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法
律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三
条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債
（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と
、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額
及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並
びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対
策債の額」とする。

2 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定により
なお従前の例によることとされた平成二十九年年度及び平成三十年
度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の
第十三条の規定に係る額の算定に係る同条の規定の適用については、同
条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額
並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるこ
ととされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」と
いう。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「
、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号
までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額

第十三条の規定による額の算定に係る同条
の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」と
あるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法
律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三
条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債
（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と
、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額
及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並
びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対
策債の額」とする。

2 平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度における
第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同
条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額
並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるこ
ととされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」と
いう。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「
、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号
までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額

並びに臨時財政対策債の額」とする。

3| 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

（平成二十七年及び平成二十八年）
の額の特例）

第十条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十七年及び平成二十八年における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定に係る額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条
地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）	第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法

並びに臨時財政対策債の額」とする。

（平成二十六年から平成二十八年度）
の額の特例）

第十条 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条
地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）	第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法

及び航空機燃	同条	
、航空機燃料譲与税及び交通安全	読替え後の地方交付税法第十四条	<p>(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。) 附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>

及び航空機燃	同条	
、航空機燃料譲与税及び交通安全	読替え後の地方交付税法第十四条	<p>(第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。) 附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八条第一項及び</p> <p>地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第三十九条の規定により読み替えられた</p> <p>地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>

		十條の十二第二項
基準財政収入額	基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

（平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項の規定

によりなお従前の例によることとされた平成二十九年年度における平成三十一年地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）
------	--------	--------------------------------

基準財政収入額	基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七条の二第二項及び地方交付税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

（平成二十九年年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成二十九年年度における

規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）
------	--------	--------------------------------

第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十

第一条の規定（同法附則第一条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の地方交付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び
地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた
地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十

<p>料譲与税 及び航空機燃</p>	<p>から同条</p>
<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全 対策特別交付金</p>	<p>第四条」という。） に読替え後の地方交付税法第十四 条の規定により算定した分離課税 所得割交付金（地方税法（昭和二 十五年法律第二百二十六号）附則 第七条の四の規定により指定都市 に対し交付するものとされる分離 課税に係る所得割に係る交付金を いう。第三号において同じ。）及 び道府県民税所得割臨時交付金（ 地方税法及び航空機燃料譲与税法 の一部を改正する法律（平成二十 九年法律第二号）附則第五条第七 項の規定により指定都市に対し交 付するものとされる道府県民税の 所得割に係る交付金をいう。第三 号において同じ。）の交付見込額 （以下イ及び次号において「特定 交付見込額」という。）を加算し た額から読替え後の地方交付税法 第十四条</p>

<p>料譲与税 及び航空機燃</p>	<p>から同条</p>
<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全 対策特別交付金</p>	<p>第四条」という。） に読替え後の地方交付税法第十四 条の規定により算定した分離課税 所得割交付金（地方税法（昭和二 十五年法律第二百二十六号）附則 第七条の四の規定により指定都市 に対し交付するものとされる分離 課税に係る所得割に係る交付金を いう。第三号において同じ。）及 び道府県民税所得割臨時交付金（ 地方税法及び航空機燃料譲与税法 の一部を改正する法律（平成二十 九年法律第二号）附則第五条第七 項の規定により指定都市に対し交 付するものとされる道府県民税の 所得割に係る交付金をいう。第三 号において同じ。）の交付見込額 （以下イ及び次号において「特定 交付見込額」という。）を加算し た額から読替え後の地方交付税法 第十四条</p>

		第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成三十一年度地方税法施行令等改正令第九条第一項の規定

によりなお従前の例によることとされた平成三十一年度における平成三十一年度地方税法施行令等改正令第四条の規定による改正前の第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正
------	------	--

		第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

(平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成三十一年度における

定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び
------	------	---

	<p>する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
から同条	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法</p>

	<p>地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた</p>
から同条	<p>地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法</p>

第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	略	及及び航空機燃料譲与税	のの一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
			合算額	
地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律施行令（平成 十一年政令第九十五号）第二条の 規定により読み替えられた地方自 治法施行令（昭和二十二年政令第 十六号）附則第七条の四の規定に より読み替えられた地方税法施行 令等の一部を改正する等の政令（				

第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	略	及及び航空機燃料譲与税	のの一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
			合算額	
地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律施行令（平成 十一年政令第九十五号）第二条の 規定により読み替えられた地方自 治法施行令（昭和二十二年政令第 十六号）附則第七条の四の規定に より読み替えられた同令				

第十三条 平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例
 (平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)
 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る

油譲与税 及び地方揮発	、地方揮発油譲与税及び交通安全 対策特別交付金	基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附 則第七条の二第二項及び第七条の 三第二項に規定する算定方法にお おむね準ずる算定方法により加算 した額がある場合には当該額に相 当する額を控除した額とし、当該 算定方法により控除した額がある 場合には当該額に相当する額を加 算した額とする。）	第二項	平成二十八年地方税法施行令等改 正令第六条の規定による改正前の 地方自治法施行令第二百十條の十 二第二項		平成二十八年政令第百三十三号。 以下この号において「平成二十八 年地方税法施行令等改正令」とい う。）第六条の規定による改正前 の地方自治法施行令
----------------	----------------------------	-------------	---	-----	---	--	---

第十三条 平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例
 (平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)
 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る

油譲与税 及び地方揮発	、地方揮発油譲与税及び交通安全 対策特別交付金	基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附 則第七条の二第二項及び第七条の 三第二項に規定する算定方法にお おむね準ずる算定方法により加算 した額がある場合には当該額に相 当する額を控除した額とし、当該 算定方法により控除した額がある 場合には当該額に相当する額を加 算した額とする。）	第二項	地方自治法施行令第二百十條の十 二第二項		
----------------	----------------------------	-------------	---	-----	-------------------------	--	--

同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四</p>	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四</p>

同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号</p> <p>）第三十九条</p> <p>の規定</p> <p>により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四</p>	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び</p>

略	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	から同条
	及び航空機燃料譲与税 料譲与税 合算額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金 合算額から特定交付見込額を控除した額	条」という。）

略	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	から同条
	及び航空機燃料譲与税 料譲与税 合算額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金 合算額から特定交付見込額を控除した額	条」という。）

（平成二十九年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 平成二十九年年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第一項及び第十条の規定により読み替えられた第十三条各

(平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 平成三十年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号)第四條の規定による改正前の第十三條各号」とする。

(平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成三十一年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十二條の規定により読み替えられた地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号)第四條の規定による改正前の第十三條各号」とする。

(平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十二年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十三年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

号」とする。

(平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成三十年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた

第十三條各号」とする。

(平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十一年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十二條の規定により読み替えられた

第十三條各号」とする。

(平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十八条 平成三十二年度における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十三年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

<p style="text-align: right;">)</p> <p>第十八条 略</p> <p>(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)</p> <p>第十九条 略</p>	<p style="text-align: right;">)</p> <p>第十九条 略</p> <p>(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)</p> <p>第二十条 略</p>
--	--

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理)</p> <p style="text-align: center;">第四条の二 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 自動車重量税に係る法第十四条の規定による組入金については、同条の規定により組み入れるべき金額のうち、その千分の四百十六に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とする。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第四条の二</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">千分の四百十六</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">千分の四百九十</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第六項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5～20 略</p>	第四条の二	千分の四百十六	千分の四百九十	第六項		
第四条の二	千分の四百十六	千分の四百九十					
第六項							
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理)</p> <p style="text-align: center;">第四条の二 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 自動車重量税に係る法第十四条の規定による組入金については、同条の規定により組み入れるべき金額のうち、その三分の一に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とする。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第四条の二</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">三分の一</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">千分の四百七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第六項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5～20 略</p>	第四条の二	三分の一	千分の四百七	第六項		
第四条の二	三分の一	千分の四百七					
第六項							

改 正 後	改 正 前
<p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 略</p> <p>2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区に</p>	<p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 略</p> <p>2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区に</p>

あつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
6 略

附則

1
4 略

5 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（「とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重

あつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
6 略

附則

1
4 略

5 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「石油ガス譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、及び航空機燃料譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（「とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「自動車重量譲与税

量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは、「自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6
略

及び航空機燃料譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは、「自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6
略

附則第十二条による改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号））

改 正 後	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と^とする。</p>
改 正 前	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと^する。</p>

略	略
第七條の二の二第二項、第七條の三第一項、第七條の三の四第二項並びに第七	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三條の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額
山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三條の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額

略	略
第七條の三第二項、第七條の三の四第二項及び第七條	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三條の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額
山林所得金額	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三條の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額

条の第十三 一項及び第 二項第二号 ロ	略	略
<p>3 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法第四十五条の二第一項 の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第七条の二 の二第二項 、第七条の 三第一項、 第七条の三 の四第二項 並びに第七 条の第十三	山林所得金額 略	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額

の十三	略	略
<p>3 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法第四十五条の二第一項第一号の規定の適用については、同号 中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>4 法第三条の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第七条の三 第二項 、 第七条の三 の四第二項 及び第七条 の十三	山林所得金額 略	山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額

一項及び第二項第二号 ロ	略	5 法第三条の二の二十項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と する。
第三百十五 条		又は山林所得金額
若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額		と

一	略	5 法第三条の二の二十項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと する。
第三百十五 条		又は山林所得金額 若しくは山林所得金額
若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額 若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二十項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第		

<p>6 法第三条の二の二第二十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第三百十五 条第一号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税 条約等実施特例法第三条の 二第十六項に規定する特定 利子に係る利子所得の金額 、同条第十八項に規定する 特定収益分配に係る配当所 得の金額、同条第二十二項 に規定する特定懸賞金等に 係る一時所得の金額若しく は同条第二十四項に規定す る特定給付補てん金等に係 る雑所得等の金額</p>
	略	略	略

<p>6 法第三条の二の二第二十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	略	略	<p>二十二項に規定する特定懸 賞金等に係る一時所得の金 額若しくは同条第二十四項 に規定する特定給付補てん 金等に係る雑所得等の金額</p>
	略	略	略

<p>第四十六条の二の第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項並びに第二号ロ</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額</p>
略		
<p>7 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第三百十五 条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の</p>

<p>第四十六条の二の第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額</p>
略		
<p>7 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>第三百十五 条</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の</p>

<p>第四十六条 の二の二第 二項、第四</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第三条の二 の二第十二項に規定する条</p>	<p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法 施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。</p>	<p>第三百十五 条第一号</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額若しくは租税 条約等実施特例法第三条の 二第二十項に規定する申告 不要特定配当等に係る利子 所得の金額若しくは配当所 得の金額</p>	<p>二の二第十二項に規定する 条約適用配当等の額</p>
<p>略</p>		<p>略</p>					

<p>第四十六条 の二の二第 二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第三条の二 の二第十二項に規定する条</p>	<p>8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法 施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え るものとする。</p>	<p>略</p>	<p>若しくは山林所得金額 若しくは山林所得金額若し くは租税条約等実施特例法 第三条の二第二十項に規定 する申告不要特定配当等に 係る利子所得の金額若しく は配当所得の金額</p>	<p>二の二第十二項に規定する 条約適用配当等の額</p>
<p>略</p>		<p>略</p>				

十六条の二 の三第一項 、第四十六 条の四第二 項並びに第 四十八条の 六第一項及 び第二項第 二号ロ	略	約適用配当等の額
---	---	----------

、第四十六 条の四第二 項及び第四 十八条の六	略	約適用配当等の額
----------------------------------	---	----------

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>附 則</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替え</p>	<p>附 則</p> <p>（平成三十年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成三十年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十六条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p>第五条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替え</p>

られた地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の地方税法施行令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十三年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条 平成三十三年以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読

られた第十三条第一号イ」と、

同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十三年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七条 平成三十三年以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読

み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十九年度から平成三十一年度までにおける地方債を起すことができる場合の特例)

第七条
略

み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十九年度から平成三十一年度までにおける地方債を起すことができる場合の特例)

第八条
略

改正後	改正前
<p>(地方税法施行令の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。</p> <p>第七条の二の二第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第二項」を「同条第二項」に改める。</p> <p>第三十五条の四の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は第三項」を「第七十二条の三十一第二項又は第三項」に改める。</p> <p>第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附</p>	<p>(地方税法施行令の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第七条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。</p> <p>第七条の三第二項 中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第二項」を「同条第二項」に改める。</p> <p>第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附</p>

則第四十八条第一項第二号」に改める。

(中略)

第五十七条の二中「除く。」の下に「及び第五十七条の五の二(第四号に係る部分に限る。)」を加え、同条の表に次のように加える。

第五十七条の五の二 第四号	市町村民税	都民税
------------------	-------	-----

第五十七条の二の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は第三項」を「第七十二条の三十一第二項又は第三項」に改める。

本則に次の一条を加える。

(電子計算機処理に伴う措置)

第五十九条 法第七百八十六条第一項に規定する政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体(法第七百六十二条第一号口に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の保管とする。

(中略)

附則第六条の二に次の一項を加える。

10 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額とする。

(後略)

則第四十八条第一項第二号」に改める。

(中略)

第五十七条の二中「除く。」の下に「及び第五十七条の五の二(第四号に係る部分に限る。)」を加え、同条の表に次のように加える。

第五十七条の五の二 第四号	市町村民税	都民税
------------------	-------	-----

本則に次の一条を加える。

(電子計算機処理に伴う措置)

第五十九条 法第七百八十六条第一項に規定する政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体(法第七百六十二条第一号口に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の保管とする。

(中略)

附則第六条の二に次の一項を加える。

9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額とする。

(後略)

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令の適用の特例)

第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。

附則

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令の適用の特例)

第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ、第三十四条第二項、第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定に限る。）の規定 平成三十二年四月一日

四 略

五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の二の二第二項、第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成三十三年一月一日

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ並びに第三十四条第二項

の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）

の規定 平成三十二年四月一日

四 略

五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成三十三年一月一日